

阪南市・岬町理学療法士会

会 則

平成 31年 4月 1日 作 成

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当会は、阪南市・岬町理学療法士会と称する。

(目 的)

第2条 当会は、理学療法士の人格、倫理の高揚に努め、理学療法技術の研鑽、向上を図ることにより、阪南市・岬町民の保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的とし、その事業を達成するために次の事業を行う。

1. 理学療法の専門的知識及び技能を通じて、阪南市・岬町域における地域リハビリテーションを中心とする医療並びに福祉の増進に関する事業
2. 理学療法士の資質及び社会的地位の向上に関する事業
3. 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究並びに広報に関する事業
4. 学会、研修会、講習会及び研究会などの開催に関する事業
5. 理学療法士の教育機関に協力し、教育の向上に関する事業
6. 関係団体との連携交流に関する事業
7. 前各号に掲げるもののほか、当会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当会は、主たる事務所を大阪府阪南市または大阪府泉南郡岬町に置く。

(機 関)

第4条 当会は、当会の機関として総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 当会の会員は、公益社団法人大阪府理学療法士会の正会員で、阪南市岬町の施設会員、自宅会員とする。

(入 会)

第6条 当会の成立後会員となるには、大阪府理学療法士会所定の入会手続を行い、理事会で承認を得なければならない。

(会員名簿)

第7条 当会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当会の主たる事務所に備え置

- くものとする。
- ② 当会の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第8条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 - 2 死亡
 - 3 総会員の同意
 - 4 除名
 - 5 公益社団法人大阪府理学療法士会の会員資格を喪失したとき
- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。

第3章 総会

(招集)

第9条 当会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。
- ③ 総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第10条 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第11条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第12条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名

2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類の承認
5. 会則の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. 理事会において総会に付議した事項

(議決権の代理行使)

第14条 会員は、当会の会員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第15条 総会の議事については議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当会の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び会長

(理事の員数)

第16条 当会の理事の員数は、3名以上10名以下とする。

- ② 理事について、当該理事及びその理事と親族その他特殊の関係がある理事の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の資格)

第17条 当会の理事は、当会の会員の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、総会員の議決権の過半数をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第18条 当会の監事の員数は、1名以上2名以下とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第19条 当会の理事及び監事の選任は、総会において総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(会長及び副会長)

第20条 当会に会長1人、副会長若干名を置き、理事会において理事の過半数をもって理事の中から選定する。

- ② 会長は、当会を代表し会務を総理する。

- ③ 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- ⑤ 会則で定めた役員の数に欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第23条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第24条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第26条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(職務の執行状況の報告)

第27条 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するもの

とする。

(理事会議事録)

第28条 理事会の議事については議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第29条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(暫定予算)

第31条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- ② 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(計算書類等の定時総会への提出等)

第32条 会長は、毎事業年度、監事による監査を受け、理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第33条 当会は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の非分配)

第34条 当会は、剰余金の分配を行わない。

(残余財産の処分)

第35条 当会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地

方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 附 則

(設立時会員の氏名及び住所)

第36条 当会の設立時会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 大阪府阪南市箱作2047-3

氏 名 柳根建博

住 所 大阪府阪南市自然田940

氏 名 南田史子

(設立時の役員)

第37条 当会の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

住 所 大阪府阪南市箱作2047-3

設立時理事 柳根建博

住 所 大阪府阪南市自然田940

設立時理事 南田史子

住 所 大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1849-11

設立時理事 西佑太

住 所 大阪府阪南市下出17

設立時理事 中村幹夫

住 所 大阪府阪南市自然田940

設立時理事 山下大輝

住 所 大阪府阪南市自然田940

設立時理事 濱田直輝

住 所 大阪府阪南市下出492

設立時監事 田中夏樹

(設立時の会長)

第38条 当会の設立時会長は、次のとおりとする。

住 所 大阪府阪南市箱作2047-3

設立時会長 柳根建博

(最初の事業年度)

第39条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から2020年3月31日までとする。